

# 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

(個人情報一答申第8号)

◆諮問第9号 (個人情報)

子ども安心安全防犯環境整備事業における防犯カメラの設置について

## 答 申 書

### 1 諮問の概要

個人情報保護制度における防犯カメラの取扱いについて（平成22年7月12日付け伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会答申第7号。以下「答申第7号」という。）において、「防犯カメラの設置区域を拡大する際は市民の合意形成に努め、必要に応じて当審査会の意見を求めること」との意見が付されていたことから、子ども安心安全防犯環境整備事業において、小学校の指定通学路等に防犯カメラを設置することについて、意見を求められたもの

### 2 審査会の結論

子ども安心安全防犯環境整備事業として、小学校の指定通学路等に防犯カメラを設置し、個人情報を収集することは、妥当であると認める。

なお、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守すべきである。

- (1) 防犯カメラにより撮影し、記録された画像情報に、個人が識別できる情報が含まれている可能性があることを認識し、当該画像情報の適切な取扱いに努めること。
- (2) 防犯カメラの設置範囲の拡大に伴い、画像情報を保存するメモリーカードの管理をさらに厳格に行うこと。
- (3) 防犯カメラの設置に当たっては、事前に住民説明会を開催するなど、近隣住民の合意が得られるよう努めること。
- (4) 今後、防犯カメラの設置範囲を拡大する際は、さらなる市民の合意形成に努め、必要に応じて当審査会の意見を求めること。

### 3 審査会の考え方

当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

#### (1) 防犯カメラの有用性と個人情報保護

市では、市民にとって暮らしやすい地域社会を実現するため、伊勢崎市安心安全まちづくり条例（平成17年伊勢崎市条例第257号。以下「安心安全まちづくり条例」という。）を制定し、安心して安全なまちづくりのための諸施策を実施している。

防犯カメラによる不特定多数の者の個人情報の収集については、答申第7号でも述べたように、いつどこで撮影されているのか、記録された画像情報は誰が見ているのか、画像情報の紛失、盗難等はないか、さらに、みだりに第三者に提供されたりしないか等、いわゆる「監視社会」に対する市民のプライバシーについての不安があることも事実である。

よって、防犯カメラによる不特定多数の者の撮影に当たっては、市民がみだりにその容ぼう、姿態等を撮影されない自由を有することに配慮しなければならず、防犯カメラの設置及び運用に当たっては、個人情報保護制度の観点からも検討する必要がある。

しかしながら、犯罪の発生が多い地域に防犯カメラを設置することにより、犯罪者への心理的な抑制などの効果が期待され、結果として犯罪が発生した場合は、捜査機関による画像

情報の閲覧及び捜査機関への画像情報の提供により、捜査への協力が可能となることから、安心で安全なまちづくりのための施策の一つの方法として有効な手段となりうるものでもある。

そこで、当審査会としては、答申第7号において、「防犯カメラ内蔵LED防犯灯」の設置及び運用による個人情報の収集は、防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護との調整を図った上で公益上特に必要があると認めることを結論としたところである。

さらに、市では、防犯カメラの設置及び運用に当たって、市民の安心安全を確保するとともに、個人情報を保護するため、答申第7号の考えに基づき、伊勢崎市個人情報保護に配慮した防犯カメラ等の設置等に関する基準（平成22年7月30日伺い定め。以下「指針」という。）を定め、市として統一した基準により防犯カメラ等の設置及び画像の取扱いを行うこととしている。

## (2) 小学校の指定通学路等への防犯カメラの設置

市は、安心安全まちづくり条例に定めるところにより、安心で安全なまちづくりを実現するために必要な諸施策を総合的に推進する責務を有しており、学校等及び通学路等における防犯上及び交通安全上の危険箇所の改善に努めることのほか、地域における防犯対策に必要な施策等を計画的に推進している。

本諮問事案は、地域における子どもの安心安全対策として、子ども安心安全防犯環境整備事業を実施するものである。

この事業では、市内24小学校からモデル校2校を選出し、対象となる小学校の指定通学路等に防犯カメラを一小学校区当たり5～6基、計10～12基を設置するハード事業のほか、防犯講習、キャンペーン等のソフト事業を実施することにより、子どもや保護者が安心して安全に通学できる環境整備を行おうとするものである。

設置する防犯カメラは、プライバシー保護のための暗号化保存機能の付いた防犯カメラ内蔵LED防犯灯であり、撮影した画像は、防犯カメラ内蔵LED防犯灯に内蔵されているメモリーカードに7日間記録され、指針に基づいて適正に管理し、かつ定期的に点検作業を実施することとしている。また、設置に当たっては、事前に住民説明会を開催し、近隣住民の合意が得られるよう努めるとのことである。

以上、諸般の事情を総合的に考慮すれば、モデル事業として防犯カメラの設置範囲を拡大することは、妥当であると認めることができる。

## 4 付帯意見

安心安全まちづくりの諸施策を推進する上で、防犯カメラの設置は有効な手段となりうるものではあるが、その有用性のみを優先して、防犯カメラの設置範囲を安易に拡大することは避けるべきであり、監視社会に対する市民の不安も少なからずあることを常に念頭に置く必要がある。

そこで、これまでに当審査会が諮問を受け、モデル事業として設置した防犯カメラの効果、市民の意見等を検討し、今後、その設置範囲を拡大していくこととした場合には、防犯施策としての防犯カメラの運用方針、設置目的、設置場所、台数等を明確に市民に示した上で、その

目的の達成のために必要な範囲内で、かつ市民のプライバシーの保護を考慮した上で事業を推進すべきであることを付言するものである。

また、今後、安心安全まちづくりのための主要事業の一つとして、防犯カメラの設置範囲を拡大する際は、市民に対する説明責任を果たし、市民の合意形成を図るため、安心安全まちづくり条例に防犯カメラにより防犯施策を推進していく旨を加えること、さらに、市の総合計画、安心安全まちづくり行動計画等において、防犯施策としての防犯カメラの運用方針、設置目的、年次計画等を明示することを検討してもよいのではないかと提案するものである。

その際、必要に応じて当審査会の意見を求めることのほか、伊勢崎市市民参加条例（平成 18 年伊勢崎市条例第 15 号）に定める市民参加の手続を行うなど、市民のプライバシーの保護に配慮して、市民参加による計画の策定に努めるよう要望するものである。

伊総発第176号  
平成22年11月22日

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 井田 健一 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆  
(総務部総務課情報公開係)

子ども安心安全防犯環境整備事業における防犯カメラの設置について（諮問）  
このことについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）第47条第1項第3号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 諮問内容

子ども安心安全防犯環境整備事業における防犯カメラの設置について

#### 2 諮問の趣旨

個人情報保護制度における防犯カメラの取扱いについて（平成22年7月12日付け伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会答申第7号）において、「防犯カメラの設置区域を拡大する際は市民の合意形成に努め、必要に応じて当審査会の意見を求めること」との意見が付されていたことから、子ども安心安全防犯環境整備事業において、小学校の指定通学路等に防犯カメラを設置することについて、貴審査会の意見を求めるもの

#### 3 資料

別紙のとおり

# 子ども安心安全防犯環境整備事業における 防犯カメラの設置について

## 1 事業概要

市内24小学校からモデル校2校を選出し、防犯講習、キャンペーン等のソフト事業及び通学路等に防犯カメラを設置するハード事業により、子どもたちが安心して安全に通学できる環境整備を行うもの

## 2 防犯カメラ設置台数

防犯カメラ内蔵LED防犯灯 10～12基（一小学区に5～6基）

## 3 防犯カメラの設置箇所

- (1) 小学校の指定通学路又は学校周辺
- (2) 一路線に連続設置（状況により2路線）
- (3) 不審者情報及び犯罪のあった場所並びにその近接通学路
- (4) 暗い場所（農作物への影響を考慮）
- (5) 人の目が届かない場所
- (6) 地域、学校等から危険箇所として設置を要望された場所

4 運用開始時期 平成23年3月（予定）

5 情報保存期間 7日間

6 情報保存箇所 防犯カメラ内蔵LED防犯灯に内蔵されているメモリカード

## 7 個人情報収集目的

地域における子どもの安心安全対策として、犯罪の発生が多い通学路等にプライバシー保護のための暗号化保存機能の付いた防犯カメラ内蔵LED防犯灯を設置し、子どもや保護者が安心できる通学路を提供するとともに、警察の要請等に応じて撮影した映像を提供するもの

8 担当部署 総務部安心安全課

# 平成22年度 子ども安心安全防犯環境整備事業 実施フローチャート

